

東京学芸大学研究生規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
（趣旨） 第1条 <u>東京学芸大学学則第59条</u>に規定する研究生については、この規程の定めるところによる。 （研究生の区分等） 第2条 東京学芸大学（以下「本学」という。）において、特定の専門事項について研究指導を受けることができる研究生は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 国、地方公共団体、その他の教育機関又はそれに準ずるものとして本学が適当と認めた機関（以下「委託機関」という。）からの委託による者（以下「委託研究生」という。） (2) 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年 3月31日文部大臣裁定）に基づく研究留学生を除く外国人（以下「外国人研究生」という。） (3) 前2号以外の者（以下「一般の研究生」という。） 2 前項第2号の外国人研究生については、別に定める。 〔省略〕 （入学者の選抜） 第7条 入学者の選抜は、指導に当たる<u>教官</u>（以下「指導教官」という。）が選考の上、教務委員会の議を経て、学長が行う。 〔省略〕 （授業料等の額） 第9条 検定料、入学料及び授業料の額は、<u>法令等</u>の定めるところによる。 〔省略〕 （授業の聴講） 第13条 研究生は、指導教官及び授業担当教官の承認を得て、授業を聴講することができる。ただし、単位を取得することはできない。 〔省略〕 （退学等） 第15条 学長は、研究生として適当でないと認めた者には、教務委員会の議を経て退学を命ずることができる。 2 研究生が退学しようとするときは、指導教官の意見書を添え、許可を学長に願ひ出なければならない。 （研究成果の報告）	（趣旨） 第1条 <u>国立大学法人東京学芸大学学則第63条</u>に規定する研究生については、この規程の定めるところによる。 （研究生の区分等） 第2条 東京学芸大学（以下「本学」という。）において、特定の専門事項について研究指導を受けることができる研究生は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 国、地方公共団体、その他の教育機関又はそれに準ずるものとして本学が適当と認めた機関（以下「委託機関」という。）からの委託による者（以下「委託研究生」という。） (2) 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年 3月31日文部大臣裁定）に基づく研究留学生を除く外国人（以下「外国人研究生」という。） (3) 前2号以外の者（以下「一般の研究生」という。） 2 前項第2号の外国人研究生については、別に定める。 〔省略〕 （入学者の選抜） 第7条 入学者の選抜は、指導に当たる<u>教員</u>（以下「指導教員」という。）が選考の上、教務委員会の議を経て、学長が行う。 〔省略〕 （授業料等の額） 第9条 検定料、入学料及び授業料の額は、<u>別に</u>定めるところによる。 〔省略〕 （授業の聴講） 第13条 研究生は、指導教員及び授業担当教員の承認を得て、授業を聴講することができる。ただし、単位を取得することはできない。 〔省略〕 （退学等） 第15条 学長は、研究生として適当でないと認めた者には、教務委員会の議を経て退学を命ずることができる。 2 研究生が退学しようとするときは、指導教員の意見書を添え、許可を学長に願ひ出なければならない。 （研究成果の報告）

第16条 研究生は、在学期間満了の際、研究報告書を指導教官を経て学長に提出しなければならない。

〔省略〕

第16条 研究生は、在学期間満了の際、研究報告書を指導教員を経て学長に提出しなければならない。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。